1. ネットワークサービスの提供

当社(以下「乙」という)は、ネットワークサービスの利用者(以下「甲」という)に対し、第4項記載のネットワークサービス(以下「本ネットワー クサービス」という)を提供します。

#### 2. 用語の定義

この別表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)審查支払機関

社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険団体連合会をいう。

(2) オンライン請求システム

保険医療機関・保険薬局による診療報酬等のオンライン請求のために、審査支払機関が管理および運営するシステムをいう。

(3) オンライン請求システム用電気通信設備

審査支払機関がオンライン請求システム用に準備している電気通信設備をいう。

#### 3. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、甲がオンライン請求システムを利用するために、以下の体系により、甲設備とオンライン請求システム用設備間を、アクセ ス回線、アクセスポイント、ネットワークサービス用電気通信回線およびネットワークサービス用電気通信設備で接続し、甲がIPsecとIKEの組み 合わせによる専用の仮想的閉域IPネットワーク(以下「仮想的閉域IPネットワーク」という)を利用できるようにするネットワークサービスです。

FENICSメディカル・グループネットサービス

- 初期サービス 一一USBタイプ └── P C キータイプ 接続サービス ├--USBタイプ └── P C キータイプ 一設定変更サービス

### 4. ネットワークサービス提供の前提条件

### (1) 甲設備の準備

甲は、乙が本ネットワークサービスを提供する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備およびアクセス回線を 用意するものとします。また、甲は、乙が提供するネットワークサービスのタイプに応じて以下に定める準備を行うものとします。

a. USBタイプ

甲は、甲の責任と費用負担にて乙所定のUSBキー(以下「USBキー」という)を準備のうえ乙から提供されるソフトウェアを甲のコンピュータに インストールし、本ネットワークサービスを利用するために必要となる初期導入設定を行うものとします。なお、甲は乙から提供されたソフトウェアを 乙所定の使用条件を遵守して使用するものとします。

b. PCキータイプ

甲は、甲の責任と費用負担にて、乙から提供されるソフトウェア(以下「PCキーソフトウェア」という)を甲のコンピュータにインストールし、本 ネットワークサービスを利用するために必要となる初期導入設定を行うものとします。なお、甲は、PCキーソフトウェアを乙所定の使用条件を遵守し て使用するものとします。

(2) 審査支払機関オンライン請求システムの利用手続き

甲は、本ネットワークサービスの開始日までに、甲の責任と費用負担により、審査支払機関が定めるところに従い、オンライン請求システムの利用が 可能となるよう必要な手続きを完了させるものとします。

# 5. ネットワークサービスの内容

- (1) 初期サービス
- a. USBタイプ

ア. 初期設定

乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備およびネットワークサービス用電気通信 回線に対して、所定の準備作業を実施します、

イ. USB-IDの発行

乙は、甲に対し、甲が本ネットワークサービスをUSBキーを用いて利用するためのIDを発行します。

ウ. 接続 I D の発行

乙は、甲に対し、甲が仮想的閉域IPネットワークに接続するためのIDおよびパスワードを発行します。

b. PCキータイプ

ア. 初期設定

乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備およびネットワークサービス用電気通信 回線に対して、所定の準備作業を実施します。

イ、PCキー-IDの発行

乙は、甲に対し、甲が本ネットワークサービスをPCキーソフトウェアを用いて利用するためのIDを発行します。

ウ. 接続 I D の発行

乙は、甲に対し、甲が仮想的閉域IPネットワークに接続するためのIDおよびパスワードを発行します。

(2)接続サービス a. USBタイプ

ア. 接続認証機能

乙は、甲がUSBキーにより仮想的閉域IPネットワークに接続しようとするときに、あらかじめネットワークサービス用電気通信設備に登録され たパスワードと甲により入力されたパスワードとを照合し、両者が一致した場合に仮想的閉域IPネットワークへの接続を許可する機能を提供します。 イ. VPN接続機能

乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるようにするために、アクセスポイントから、審査支払機関が準備した接続拠点(ネットワークサー ビス用電気通信設備をネットワークサービス用電気通信回線を通じて審査支払機関が準備した電気通信設備に接続するための接続拠点をいい、以下同 じ)までの区間を、仮想的閉域 I Pネットワークにより接続します。

b. PCキータイプ

ア. 接続認証機能

乙は、甲がPCキーソフトウェアにより仮想的閉域IPネットワークに接続しようとするときに、あらかじめネットワークサービス用電気通信設備 に登録されたパスワードと甲により入力されたパスワード、および、PCキーをインストールされたコンピュータ固有の識別情報を照合し、両者が一 致した場合に仮想的閉域IPネットワークへの接続を許可する機能を提供します。

## イ. VPN接続機能

乙は、甲が本ネットワークサービスを利用できるようにするために、アクセスポイントから、審査支払機関が準備した接続拠点までの区間を、仮想的閉域 I Pネットワークにより接続します。

## (3)設定変更サービス

乙は、甲におけるUSBキーの故障・紛失等に伴い、ネットワークサービス用電気通信設備の設定において所定の変更が必要となった場合には、当該変更作業を実施します。

## 6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

## 7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、9時から21時(毎月10日のみ9時から24時)とします。

### 8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。

#### 9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月末締めとし、当月1日から当月末日までとします。

#### 10. 留意事項

甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、甲が核兵器、生物化学兵器等の大量破壊兵器およびミサイル等(以下「WMD」という)の開発等を行なっていないこと、ならびに、本ネットワークサービスの利用目的がWMDまたは軍事用途でないことを保証します。

#### 1 1 品目一覧

本ネットワークサービスにおける商品は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
メディカル・グループネットサービス USBタイプ 初期費	NS48700S		従量料金制(従量払)	I D
メディカル・グループネットサービス USBタイプ 利用料	NS48700G		従量料金制(従量払)	I D
メディカル・グループネットサービス P C キータイプ 初期費	NS48713S		従量料金制 (従量払)	ΙD
メディカル・グループネットサービス P C キータイプ 利用料	NS48713G		従量料金制 (従量払)	I D
メディカル・グループネットサービス 設定変更費	NS48702S		従量料金制 (従量払)	式

## [変更内容]

(2011年6月13日) 本別表を適用します。

## [凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名 称
I D	Identification
I P	Internet Protocol
VPN	Virtual Private Network

以 上